信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を「並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」に改め、同項第五号中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を「のうち、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ　一、〇〇〇MHz以上三・三九GHz未満、三・六一GHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
陸上移動局又は陸上移動中継局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ　一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

第二十四条第十四項中「（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動中継局に限る。）」を削り、同条第二十一項中「（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動中継局に限る。）」を削り、同条第二十二項を次のように改める。

22　施行規則第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（以下「二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信」という。）を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表における平均電力について同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	一　陸上移動局の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下の値 二　一以外の無線局の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）六一デシベル以下の値
二、五三五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値

第四十九条の六第一項中「（第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）」を削る。

第四十九条の六の九第一項第一号ヘ中「一の者により運用されるものに限る」を「陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む」に改め、「の通信」の下に「（総務大臣が別に定めるものを除く。）」を加え、同ヘに次のように加える。

(1)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(2)　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

第四十九条の六の九第二項第一号中「前項の基地局」を「通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）」に改め、「、次に掲げる周波数が」及びイからホまでを削り、同項第三号中「当該基地局」を「通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）」に改める。